

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

～当面5年間（R6～R10）の考え方～

本町の森林面積は51,737ヘクタールで、総面積の86.9%を占めており、その内町有林が2,135ヘクタール、北海道大学北方圏フィールド科学センター森林圏ステーション北管理部中川研究林が管理する森林（以下「中川研究林」という。）が11,585ヘクタール、中川研究林以外の私有林が2,927ヘクタールあります。

町では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業や町単独事業などにより森林の整備を推進していますが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。

このため、本町では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取り組みを計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

本町の私有林等では、森林経営計画を作成し、所有者自らが整備を進めている森林は63.6%（調査・研究を主目的とした中川研究林を除く）（全国：30%）を占めており、計画的な森林の整備が進められています。一部整備が行き届かない森林の所有者に対しては、町や意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけるとともに、経営計画を作成している森林については、森林環境譲与税を活用して森林の整備を一層推進し、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備を推進します。

2 人材育成・担い手確保

町内で森林整備事業等を実施し、北海道林業事業体登録制度に登録している事業者は4社ありますが、就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあります。このため、本町では中川町持続的森林経営確立推進協議会を設置し、地域の林業事業体及び北海道大学研究林北管理部等と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取り組みを進めます。

3 木材利用の促進

本町では森林資源の有効利用等を目指すため、上川管内広域で取り組みを行っている上川森林認証協議会に加盟し、「緑の循環認証会議（SGEC）」を取得し木材利用の促進を進めます。

また、町内で豊富に産出される広葉樹を旭川家具産業に供給し、家具材の端材を木工クラフト作家に供給するためのサプライチェーンを構築するなど、町産材の利用促進を進めています。さらに、低質材については、薪として活用し町内を含む近隣市町村の利用者に販売するなど、木質バイオマスエネルギーを導入しています。今後も公共施設への木材利用等、町産材の付加価値の向上を図り、利用促進を図ります。

4 普及啓発

地元小学校と連携した森林環境教育の実施や、教育委員会と共同で行う森づくり子ども体験教室の開催、なかがわ植樹祭の開催など各種普及啓発活動に努めます。